

○議長（茅沼隆文）

再開いたします。

午後 3 時 0 0 分

○議長（茅沼隆文）

日程第 8、議案第 15 号 開成町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、神奈川県の一ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱の一部改正に伴い、支給対象者が拡げられましたので、開成町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

それでは、議案を読み上げて、ご説明をさせていただきます。議案第 15 号 開成町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

平成 25 年 3 月 5 日提出、開成町長、府川裕一。

この議案につきましては、提案理由にもございますとおり、神奈川県の一ひとり親家庭等の医療費助成事業実施要項、いわゆる補助金等の対象になる内容について、一部変更がありました。内容的には、父または母が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、いわゆる DV の関係の関連でのものがございます。

それでは、1 ページおめくりください。開成町条例第 号。開成町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

開成町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成 3 年開成町条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ということで、まず、第 2 条の第 2 項の第 4 号に、新たに追加をしております。DV に関する法律の第 10 条第 1 項の規定による命令を受けた児童という児童の対象にしていくというようなことが、追加をされたものでございます。それに関連して、後の号の番号が一つずつずれたというようなことでございます。

また、2 条の第 3 項の養育者の定義のところでは、児童福祉法の適用条文の変更ということで、内容は特に変わってございません。

次のページの第3条につきましては、改正前については、国民健康保険法と社会保険各法としていたところを健康保険、又はその他の規則で定める社会保険各法と、これ以下「医療保険各法」という言い方に言葉を置きかえたということで、内容の変更はございません。

また、次のページの下の方の4条の第2号のところですね。民法の法律の年度が間違っておりましたので、これをこの際、変えておるといようなことでございます。

そして、次のページの第6条につきましても、先ほどの医療保険各法の言葉の言い換えということでございます。

あと診療報酬の書き方も書きかえてございます。

それで附則でございます。この条例は、平成25年4月1日から施行し、改正後の開成町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の規定は、平成25年1月1日から適用すると。このことは、実は、神奈川県におきまして、この要綱の一部改正につきましては、12月17日に通知がございまして、1月1日からその対象とするといようなことでございますので、それに合わせたといような状況でございます。

なお、開成町において現在、これに適用されるひとり親家庭はございません。

説明は以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

1番、菊川です。開成町には該当者がいないということなんですが、ちょっとわからない部分がありますので、あえて質問いたします。2条の2項の4号のところの条文が追加をされましたが、このことによりまして、児童扶養手当等の何か関連は出てこないのかどうかということが一つと。

あとここでDV法の10条の第1項で否定された人が、今度、これから外れる場合、該当しなくなった場合、どこでそれは判断するのでしょうか。該当者じゃないということをしてですね。

○議長（茅沼隆文）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

まず、一つ目ですけれど、児童扶養手当につきましては、国の制度でございますので、特にこれとは影響はありません。

二つ目の、いわゆる開成町以外において、そのような事件が発生して、例えば、父母がこちらに居住をした場合ということが、そういう場合にこれに該当してくるといような意味でございますけれども、そういう部分については、市町村間等でそういう状況の連絡があります。当然、その後、また、もとに戻る場合があるのか、

あるいは夫婦関係が変わってくるのか。そういうことがあることによって、それは適用が終わるというふうなことで受けて、動くというふうなことでございます。

実はいろいろ研究はしたんですけれども、例えばそういう場合には、多くの場合、生活保護という形、いわゆる生活の糧がない中で逃げていくような状況がございますので、ただ、中には当然社会保険に入っていた人もいますので、そういう場合には、一部負担が発生すると。その場合には、自己負担分を、いわゆるひとり親家庭の医療費助成で対応しても、県の補助対象にしていますよということでございます。

○議長（茅沼隆文）

ほかに、小林哲雄君。

○7番（小林哲雄）

7番、小林です。議題とはちょっと違うかもしれないんですが、第4条第1項第2号で、今さらっと民法の法律番号が間違っていましたという話なんですけど、これはさらっと言うことじゃないと思うんですね。これは当然、新規条例をやったときに認めた議会も悪いのかもしれないのですが、なぜこのようなミスが起きたのか、その原因がわかれば教えてください。

しかも、明治31年が、今度明治29年だと、もっと前になっている。そのときに民法改正を間違えてやったのか。その辺の考え方。

もう一点、条例全てに係るのですが、法律を書くときに、必ず括弧で、何とか法律第何号と書くのですが、これは一々入れなくちゃいけないことになっているんですか。入れなければ、こういうミスもなくなると思うのですが、その辺の確認もさせてください。

○議長（茅沼隆文）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

どの時点で間違ったかということでございます。現状ではどこの時点でということとは言えないというのは、申しわけないのんですけれども、条例改正等を出すときに、そこで担当が誤って、そのところの数字を間違ってしまった。それを当然審査に出すわけなんですけれども、そのときでも見落としてしまった。そのケースが多いと思います。本当にこの件については、申しわけございません。改めておわびを申し上げます。

あとこの内容について、書く書かないについては、総務部のほうで。

○議長（茅沼隆文）

いいですか。総務課長。

○総務課長（小宮好徳）

それではお答えさせていただきます。こちらの民法のところ、明記というか、つくられた日付を入れなきゃいけないのかというお話なんですけれども、法制執務上、この法律ができたときを明記して、法律の期日をはっきりさせるという意味合いで、個々に併載するというところでございます。

○議長（茅沼隆文）

小林哲雄君。

○7番（小林哲雄）

今、部長の答弁で、いつかわからない、不明だと、こういうことは、新規条例のときに、正しいのがあったけれど、そのうち条例改正で書きかえているときに、いつの間にか数字が変わっちゃったと、そういうのをチェックし切れなくて、間違った結果が出てきたと、そういうふうに解釈してもよろしいのですか。

○議長（茅沼隆文）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

ケースはいろいろあるかと思いますが、通常ですと、新規条例というよりも、途中での条例改正等が頻繁にありますので、そういったところの文言を変えるときに、うっかり間違ったケースのほうが、逆に強いのかなとは、今の時点ではそんな感じをしております。

○議長（茅沼隆文）

小林哲雄君。

○7番（小林哲雄）

自分の経験の中でも、議案はきちんととっていますよ。これは例規集に起こすときに間違えた。今度、例規集が正しくなっちゃうので、それをまた訂正したというようなことも、ちょっと経験したことがあるような、ないようなことなので、その辺は理解しますが、今後気をつけていただきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

ほかによろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

お諮りします。質疑を打ち切り、討論を省略して、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第15号 開成町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

起立全員によって、可決いたしました。